

## 履修保留・継続履修制度について

### 1. 履修保留・継続履修制度とは

登録決定となった春学期・秋学期及び通年科目について、海外大学のサマースクール等へ参加するために、授業期間の途中で履修を保留し、翌学期または翌年度に開講される同一科目を継続して履修する制度です。

### 2. 対象者

学籍異動を伴わず、海外大学のサマースクール等へ参加する学生

### 3. 申請方法

履修保留<留学前>

①「履修保留申請書」に履修保留を希望する科目を記入し、受入先機関が発行した受入許可証等を添付のうえ、以下申請期間中に3号館10階政治経済学部事務所に提出。

※他学術院設置科目の履修保留を希望する場合は、事前に事務所にご相談ください。

※期日までに受入許可証を用意できない場合の対応法は、6. 注意事項を確認ください。

②政治経済学部事務所にて承認印を受けた後、自分で各科目担当教員へ申請を行い、承認を受ける。

※教員によっては授業内容や、試験実施方針などから申請を受けない場合もあります。

③担当教員より承認を受けた申請書を政治経済学部事務所に提出。

継続履修<留学後>

継続履修申請期間中にMyWasedaの申請フォームから必要事項を入力し、申請する。

※継続履修申請方法の詳細は、グローバルエデュケーションセンター（GEC）Webページの全学生向け案内を確認ください。

（GEC Web ページ: <https://www.waseda.jp/inst/gec/undergraduate/registration/>）

### 4. 申請期間

履修保留<留学前>

2019年春学期科目：2019年4月6日（土）から4月26日（金）17時00分まで

2019年秋学期科目：2019年9月27日（金）から10月31日（木）17時00分まで

継続履修<留学後>

2019年秋学期科目：2019年9月2日（月）から9月4日（水）まで

2020年春学期科目：2020年3月2日（月）から3月4日（水）まで

具体的な日時は、GEC Web ページの全学生向け案内を確認ください。

（GEC Web ページ: <https://www.waseda.jp/inst/gec/undergraduate/registration/>）

## 5. 履修保留、継続履修申請にかかる手続き

### 【履修保留申請手続き】

履修保留申請期間（上記4参照）に以下の書類を政治経済学部事務所に提出して下さい。

- ①履修保留申請書 [政治経済学部事務所で配布、Web ページでダウンロード可]
- ②プログラム（※）の概要がわかるもの（募集要項、シラバス等）
- ③プログラムの開始日と終了日が記載された入学許可書等（申請期間内に発行が受けられない場合は、用紙込み用紙の写し等）

※本制度の対象となるプログラムは、以下を満たしたものに限りです。

- a. 春学期期間に出発する場合は、そのプログラムが本学夏クォーター開始日以降に開始されること
- b. 秋学期期間に出発する場合は、そのプログラムが本学冬クォーター開始日以降に開始されること
- c. プログラムの実施期間が2週間以上あること

### 【継続履修申請手続き】

継続履修を希望する学期の継続履修申請期間に、MyWaseda の「申請フォーム」より申請して下さい。

## 6. 注意事項

1. 本制度は、海外大学のサマースクールへの参加等、留学を事由とする場合のみを対象とします。受入許可書や申込用紙の写し等を期限までに提出できない場合は、受入可能性がある機関のWebページやご自身で作成した留学計画書等を作成し、予め政治経済学部事務所に相談をしてください。申請期間までに参加プログラムが決定していない場合は、本制度の利用が認められない場合があります。
2. 履修保留申請をする場合は、プログラムの期間と授業実施期間が重複するすべての科目を履修保留しなくてはなりません（科目担当教員によっては履修保留を認められないケースもあります）。ただし、フルオンデマンド科目の申請は任意とします。
3. 継続履修対象科目は、政治経済学部ではすべての科目となりますが、その中でも「履修保留した科目のうち、担当教員が継続履修時も同一の科目」および「クラスが異なっても、科目名および担当教員が同一の場合」に限ります。履修保留申請が受理されても、担当教員・授業計画の変更・当該科目休講などにより年度間の相違が大きく、継続履修をしても単位取得要件に満たさないと担当教員、政治経済学部が判断した場合、継続履修が認められないケースがあります。
4. 継続履修時に必修科目等と曜日時限が重複した場合、継続履修はできません。翌年度の履修計画と併せ検討ください。また、該当科目の曜日時限変更による曜日時限重複の場合も、特別対応はできません。特に履修順序がある科目の場合には、継続履修し、単位取得するまでは前提条件を満たしません。
5. 履修保留は申請をした科目の履修年度の翌学期、翌年度まで有効です。翌年度までに継続履修申請を行わなかった場合（科目）は、継続履修申請の権利を失うだけでなく、履修保留をした科目が遡って取消となります。

6. 継続履修時の年間登録制限単位数は通常通り40単位となります。ただし、その40単位に継続履修した科目の単位数は含まれません。

例1：2019年春学期に20単位分を履修保留した場合、2019年春学期に20単位分を継続履修することになりますが、2020年1年間で履修可能な単位数の上限は通常通り40単位です（継続履修した科目を含め、すべての科目の単位が修得できると合計で60単位修得できることとなります）。

例2：2019年春学期に15単位分を履修保留した場合、2020年春学期に15単位分を継続履修することになりますが、2020年1年間で履修可能な単位数の上限は通常通り40単位です（継続履修した科目を含め、すべての科目の単位が修得できると合計で55単位修得できることとなります）。

例3：2019年春学期に20単位分を履修保留し、2019年秋学期に6単位分を継続履修した場合であっても、2019年度の登録制限単位数の上限は通常通り40単位のまま（2019年秋学期の登録上限単位数は20単位）です。また、残りの履修保留科目14単位分を2019年度に継続履修した場合であっても、2020年1年間で履修可能な単位数の上限は通常通り40単位です（継続履修した科目を含め、すべての科目の単位が修得できると合計で54単位修得できることとなります）。

7. 継続履修を行なった年度・学期に成績付与、単位修得となります。

以上